

長崎県立佐世保商業高等学校同窓会会則

第一章 総 則

第1条 本会は、長崎県立佐世保商業高等学校同窓会と称し、略称を「葉商會」とする。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り連絡を密にし、進んで母校の発展に寄与すると共に、地域社会と共生することを目的とする。

第3条 本会の会員は通常会員と名誉会員に分ける。

1. 通常会員は、母校の卒業生及びかつて母校に在籍した者で当該年度の卒業生の承認を得た者とする。
2. 通常会員が氏名、住所等を変更した場合、変更届は代表幹事を通じて事務局に届出なければならない。
3. 名誉会員は母校卒業の現職員及び旧職員とする。

第二章 事 業

第4条 本会は、次の事業を行う。

1. 総会を開催し、会員相互の親睦を図る。
2. 会員名簿及び機関紙の発行。
3. 母校の教育、文化、体育活動への援助。
4. その他会の目的に必要な事項。

第三章 入会金及び会費

第5条 入会金及び会費は次の通りとする。

1. 入会金は、5千円とし、入学時に払い込むものとする。尚、納入された入会金は返金しない。
2. 通常会員の年会費は、特別維持会費として1口1千円とする。ただし、会費として何口でも納入することができるものとする。

第四章 役 員

第6条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長1名、副会長若干名、幹事長1名、副幹事長若干名、事務局長1名、会計監査2名とする。

2. 役員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。但し、役員改選時の年齢は会長を除き、原則として75歳までとし、会長の任期は5期までとする。
3. 役員に欠員が生じた場合、後任の任期は前任者の残任期間とする。
4. 任期を過ぎても後任者が選出されるまでは、その職務を遂行しなければならない。

第7条 会長、副会長、幹事長、副幹事長、事務局長及び会計監査は、代表幹事会で候補者の指名を行い、総会において選出する。

第五章 役員の仕事

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。
3. 幹事長は本会運営の企画、立案を行い役員会に提案しなければならない。
4. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長が支障あるときはその職務を代行する。
5. 事務局長は本会運営のため会計・庶務事項一切を統括する。
6. 会計監査は会計帳簿の監査を行い、その結果を代表幹事会及び定期総会において、監査報告を行わなければならない。

第六章 各会幹事及び学校幹事

第9条 本会は、同一卒業年度（以下「各回」と称する）別に、会員中より代表幹事を選出するものとし、会長に届出なければならない。

第10条 通常会員の資格を持つ母校の現職員を学校幹事とする。

第七章 事務局

第11条 本会は事務局を母校内に置く。

第12条 事務局には通常の会務を円滑に行うため次の事務局員を置く。